

総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業(設計・施工)
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

敦賀市総合運動公園は、市民が運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的な利用に供することを目的とする施設であり、市民のスポーツの場、レクリエーションの場として親しまれ、多くの方々に利用されてきた。

そのうち、ちびっこ広場については、昭和63年の供用以来30年以上が経過し、大型複合遊具等に著しく劣化が進行している状態である。

今回、老朽化した大型複合遊具等の更新に併せて、この広場を幼児から高齢者までさまざまな世代が、楽しみながら体力作りや健康作りに取り組むことができるウェルネス広場としてリニューアルするため、豊富な経験と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術を有する契約候補者を、公募型プロポーザル方式(設計・施工同時発注方式)(以下「プロポーザル」という。)により、選定するものである。

2 事業の概要

(1) 事業名 総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業(以下「事業」という。)

(2) 事業箇所 敦賀市 杓見 地係

(3) 事業エリア 敦賀市総合運動公園ちびっこ広場(約1ha)

(4) 発注方式 本事業は、建設会社と建設コンサルタントによる共同体により提案を受け、選定をした上で、広場の実施設計に関する契約を建設コンサルタント、広場の施工に関する契約を建設会社にそれぞれ随意契約する設計・施工同時発注方式とする。各受注者は、契約期間にわたり相互協力・連携するものとする。

(5) 事業概要

ア 広場実施設計(現地測量、詳細図面作成及び構造計算を含む。) 一式

イ 遊戯施設(複合遊具他)改修工事 一式

ウ 便益施設(トイレ及び水飲み場)改修工事 一式

エ 休憩施設(あずまや、ベンチ等)改修工事 一式

オ 健康施設(ウォーキングコース、健康遊具等)設置工事 一式

カ 修景施設(芝生、植栽等)改修工事 一式

キ 安全施設(案内看板、注意看板等)設置工事 一式

ク 既設公園施設撤去・処分工事 一式

※ 全ての工事において、土工・基礎工を含む。

※ 詳細は「要求水準書」に記載のとおり。

※ 下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(6) 契約上限金額 150,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 設計と施工の費用配分は問わないが、設計の上限額は、15,763,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(7) 履行期間及び工期

- ア 設計 契約締結の日から令和3年12月28日まで
- イ 工事 契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている共同体（建設会社と建設コンサルタント）であること。

- (1) 建設会社は、建設業法（昭和24年法律第100号）における「造園工事業」又は「とび・土工工事業」の建設業の許可を有し、かつ、次の要件を全て満たしていること。

ア 一般社団法人日本公園施設業協会のSP及びSPL認定を受けている者又はこれと同等以上の者であること。

イ 過去20年間（平成13年度から令和2年度まで）に元請け（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、国又は地方公共団体が発注者である公共工事で、公園整備工事の施工実績を有する者であること。

ウ 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者をこの工事に専任で配置できる者であること。

エ 一級造園施工管理技士又は一級土木施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 公告日から契約締結の日までの期間において、福井県及び敦賀市において指名停止を受けていないこと。

キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

コ この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。

- (2) 建設コンサルタントは、令和3・4年度の敦賀市競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく「造園部門」に登録されている者とし、かつ、次の要件を全て満たしていること。

ア 過去20年間（平成13年度から令和2年度まで）に元請け（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、国又は地方公共団体が発注者である公共事業で、都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する公園等に係る整備の計画・設計の業務実績を有する者であること。

イ 次のいずれかの資格を有する技術者を管理技術者及び照査技術者に配置で

きる者であること。

(ア) 技術士(建設部門のうち選択科目を「都市及び地方計画」)

(イ) R C C M(登録技術部門「造園」)

(ウ) 登録ランドスケープアーキテクト(R L A)

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 公告日から契約締結の日までの期間において、福井県及び敦賀市において指名停止を受けていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 会社更生法に基づく会社更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

ク この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。

(3) この事業の受注者が配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあるものであること。

(4) 共同体の名称は、「〇〇(株)・(株)△△共同体」とし、代表構成団体は、建設会社、建設コンサルタントのいずれでも構わないものとする。

4 スケジュール

公告から業者選定・契約までのスケジュール(公告日現在)は以下のとおり。

内容	期間等
公告	令和3年5月18日(火)
実施要領等の配布	令和3年5月18日(火)から6月16日(水)午後5時まで
質問受付	令和3年5月18日(火)から6月1日(火)午後5時まで
質問に対する回答	令和3年6月4日(金)午後5時まで随時
参加申請書及び企画提案書等の提出	令和3年5月18日(火)から6月16日(水)午後5時まで
企画提案書等の審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年6月下旬(予定)
審査結果の通知及び公表	令和3年6月下旬(予定)
見積徴収及び契約締結	令和3年6月下旬(予定)

5 実施要領等の配布

本プロポーザルの実施要領等は、「15 担当部署」にて、配布する。また、敦賀市ホームページにおいても公表する。

- (1) 配布期間 令和3年5月18日（火）から6月16日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領、要求水準書、参加申請書及び企画提案書等の作成及び提出に関する事項とし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けないものとする。

- (1) 提出期限 令和3年6月1日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式第9号）により、電子メールにて「15 担当部署」まで提出し、電話にて到達の確認をすること。メールの表題は、「多世代型ウェルネス広場整備事業への質問」とすること。
- (3) 回答期限 令和3年6月4日（金）午後5時まで
- (4) 回答方法 敦賀市ホームページにおいて随時公表する。なお、質問に対する回答は、本実施要領等を補足・修正するものとして取り扱う。

7 参加申請書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申請書（様式第1号）
- イ 会社概要（建設会社・建設コンサルタント）（様式第2号）
- ウ 共同体構成表（様式第3号）
- エ 共同体委任状（様式第4号）
- オ 工事(業務)実績調書（様式第5号）
- カ 配置予定技術者調書（主任技術者、管理技術者等）（様式第6号）
- キ 総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業企画提案書（表紙）（様式第7号）
- ク 工程表 A3判横（任意様式）※ A4判に折りたたむこと。
- ケ 見積書（様式第8号）※ 内訳書については、任意様式。

※キの一部及びク以外は、A4判とする。

- (2) 提出期限 令和3年6月16日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 「15 担当部署」に持参又は郵送すること。
※ 郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出部数

- ア 正本(会社名記載あり) 1部
- イ 副本(会社名記載なし、(1)ア・ウ・エは不要、証明書等の写しは不要) 1部
- ウ 電子データ(PDF形式) 1枚(CD-R)
※ インデックスを付け、正本・副本それぞれ1部ごとにクリップ止めし、製本しないこと。
※ 副本については、審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定

できるものを記載しないこと。

- (5) その他 参加要件を満たさない場合は、資格審査結果通知書により、通知するものとする。

8 企画提案書等の作成要領

1者につき1提案とし、次のとおり作成すること。

- (1) 本事業にて成し遂げるべき要求水準事項及び審査基準となる評価項目に留意し、具体的かつ簡潔に記載すること。
- (2) 本プロポーザルが、設計・施工の共同提案であることを認識し、相互協力・連携し作成すること。
- (3) 文章での記載のほか、概念図、簡潔な図面、図表、既往成果、写真、イメージ図等を用いた提案とすること。
- (4) 提案枚数は、A3判横5枚(任意様式)までとし、A4サイズに折りたたみ、表紙(様式第7号)、目次(A4判)、ページ番号を付すこと。(表紙及び目次は提案枚数に含まない。)
- (5) 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

9 企画提案書等の審査

本実施要領及び要求水準書等に基づき提出された企画提案書等について、総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行う。

(1) 審査の方法

審査は、提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)の内容を、下記評価基準に基づき行う。

審査委員会での審査の結果、評点の合計点が上位の者を契約候補者に選定し、次に得点の高かった者を次点契約候補者として選定する。最高得点が2者以上であった場合は、審査委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

なお、複数の参加申請者があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合には、参加要件を満たすものの中から、参加申請書類を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者をプレゼンテーション等が実施できるものとして選定する。

また、プロポーザルの参加申請者が1者の場合であっても、参加要件を満たすものであれば、審査委員会による審査(プレゼンテーション等)を実施し、適切と判断された場合は契約候補者になるものとする。

(2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書等を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション等を実施する。

ア 実施日時 令和3年6月下旬予定

イ 実施場所 敦賀市役所内予定

ウ 実施方法 出席者は、3人以内とし、プレゼンテーション等の時間は、1者につき30分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。

内容は、企画提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追

加提案)は、禁止とする。

エ 機材等 プロジェクター、スクリーン及びパソコンは敦賀市にて用意する。
(参加申請者で用意することも可能とする。)

オ その他 実施日時及び実施場所は後日通知する。

新型コロナウイルス感染症の流行状況により、プレゼンテーション等をweb会議ツールを用いた実施又は中止とする場合がある。中止の際は、企画提案書等の書類審査のみとする。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準
1 企業 評価	企業の実績・能力	同種工事(公園整備)の実績があるか。 同種業務(公園設計)の実績があるか。
	配置予定技術者の 実績・能力	コンペ・プロポーザルでの受注実績があるか。 公的機関からの表彰実績があるか。
2 要求 水準 に対する 提案	テーマ・コンセプト	ウェルネスの構想を理解し、独創的な提案となっているか。 多世代が利用でき、集客性、リピーター増加の可能性が感じられるか。 ランドスケープに配慮した、空間、配置構成等となっているか。 市民・利用者の声を反映する方法が計画されているか。
	遊具等施設の構成・配置	県内最大級の遊具、シンボリックな遊具の設置が計画されているか。 年齢に応じた遊具・テーマが設定されているか。 各施設が利用しやすい配置、組合せとなっているか。
	健康施設等の構成・配置	多世代が健康増進を体感できる施設の設置が計画されているか。 歩きたくなる仕掛け作りがされたウォーキングコースの設置が計画されているか。
	休憩施設等の構成・配置	利用者が快適・清潔にストレスなく利用でき、ユニバーサルデザインを取り入れているか。 各施設が利用しやすい配置、組合せとなっているか。 日陰で休める場所が十分に確保されているか。
	安全・安心への配慮、維持管理	案内看板、安全施設が適正に配置され、視認性が考慮された計画となっているか。 障害物の除去や衝突をなくするための措置が講じられているか。 施設の長寿命化及びメンテナンスに関して配慮・検討されているか。 収益施設(カフェ等)の設置等が具体的に検討されているか。
3 施工 計画	工程表の作成	設計と施工の調整・連携が図られ、工期短縮の工夫がされているか。 現地条件を踏まえ、内容が具体的かつ実現可能な計画か。

4 事業費	見積額	提案上限額以下となっているか。 見積額が適正であるか。
5 企業対応	提出書類・プレゼンテーション	共同体の構成員における、協力・連携体制が構築されているか。 事業に対して積極的に取り組む意欲が感じられ、説明に説得力があるか。 企画提案書等の提出書類は、丁寧でわかりやすいか。

1 0 審査結果の通知及び公表

- (1) 通知日 令和3年6月下旬（予定）
- (2) 通知方法 参加申請者に書面により通知。
- (3) 公表 敦賀市ホームページにて掲載。

※ 審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

1 1 契約の締結

契約候補者と契約内容及び見積金額に係る協議を行い（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容変更等を含む。）、協議が整い次第、速やかに見積りを徴収し、設計・施工それぞれを随意契約の方法で速やかに契約を締結する。

契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

1 2 支払条件及び契約保証金

前金払いは、敦賀市公共工事の前金払取扱要綱に基づき、業務委託契約については、委託料の100分の30以内の額、工事請負契約については、請負金額の100分の40以内の額とする。

契約保証金は、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第131条から第134条までの規定に基づき、取り扱うものとする。

1 3 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は参加申請者に帰属する。
- (5) 敦賀市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認め

るときは、参加申請者の承諾を得ずに企画提案書等は無償で使用できるものとする。

- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、敦賀市情報公開条例(平成11年敦賀市条例第14号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 契約候補者の審査及び選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写し使用することがある。
- (8) 参加申請者が本プロポーザルに要する全ての費用は、参加申請者の負担とする。
- (9) 参加申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、敦賀市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (10) 現場視察が必要な場合は、参加申請者が自由に行うことができるが、測量等の作業が伴う場合は、事前に「15 担当部署」に連絡をするものとする。
- (11) 参加申請書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届(様式第10号)を提出すること。

15 担当部署 (提出先・問合せ先)

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所都市整備部都市政策課 担当 東海、和田
TEL (0770) 22-8138
FAX (0770) 23-4127
E-mail toshisei@ton21.ne.jp